備考　1　申請人は、※印欄には記載しないこと。
2　申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
3　申請人が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、職業欄にはその者の当該事業場における職務上の地位、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
4　申請時において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
5　銃砲の種類欄には、けん銃、空気けん銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びょう打銃、建設用縄索発射銃、鉱さい破砕銃等の別を記載すること。
6　型式欄には、けん銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装てん式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の猟銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気けん銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式等の別を記載すること。
7　商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
8　公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
9　特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
10　銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
11　銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
12　銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気けん銃及び空気銃にあつては、弾丸装てん孔の後端面）までの長さ（回転弾倉式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
　なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。
13　弾倉型式及び充てん可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
14　適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
15　替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を８及び12により記載すること。
16　用途欄には、該当する事項の□内にレ印を記入すること。
　なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
17　備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。添付書類を省略したときは、「（省略した添付書類名）は、　　年　　月に提出したものと内容に変更ありません。」と記載すること。
18　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第四号を別記様式第六号とする。

別記様式第三号中「第３号（第３条関係）」を「第５号（第６条関係）」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第二号中「第２号（第３条関係）」を「第４号（第６条関係）」に改め、同様式の備考４中「第３条第３項」を「第６条第３項」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第一号の三中「第１号の３（第２条の２関係）」を「第３号（第５条関係）」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第一号の二中「第１号の２（第２条の２関係）」を「第２号（第５条関係）」に改め、同様式の備考４中「すべて」を「既に」に改め、同様式の備考６中「第２条の２第３項」を「第５条第３項」に、「第３条第３項」を「第６条第３項」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

（指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部改正）

第二条　指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第六条の二第一号中「第五条の二第二項第二号」を「第五条の二第二項第二号若しくは第三号」に改める。

（猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部改正）

第三条　猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の備考３中「実包、空包欄」を「実包欄及び空包欄」に、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改める。

別記様式第二号の備考３中「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式の備考５中「くわしく」を「詳しく」に改め、同様式の備考７中「用紙」の前に「この」を加える。

別記様式第七号の備考３中「実包、空包の欄」を「実包欄及び空包欄」に、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式の備考４中「（登録証）」を「又は銃の登録証」に、「輸入の目的」を「輸入目的」に改める。

別記様式第九号の備考３中「実包、空包の欄」を「実包欄及び空包欄」に、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改める。

別記様式第十号の備考３中「実包、空包の欄」を「実包欄及び空包欄」に、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式の備考４中「くわしく」を「詳しく」に改め、同様式の備考５中「消費の目的」を「消費目的」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月四日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　第十六条に係るこの府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第十六条の規定の適用については、これらの規定中「一月」とあるのは、「十五日」とする。

3　銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者についての新府令第七十六条第一項及び第三項の規定の適用については、施行日から起算して一月を経過する日までの間は、第七十六条第一項第六号中「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員」とあるのは「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員又は同項第一号の規定による許可を受けた射撃指導員であつて同項第五号の二の規定による許可を受けようとして法第四条の二第一項の規定による許可申請書を提出しているもの」と、第七十六条第三項第三号中「法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可同項第一号の規定による許可を受けた射撃指導員であつて同項第五号の二の規定による許可を受けようとして法第四条の二第一項の規定による許可申請書を提出しているものの当該同項第一号の規定による許可」とする。この場合において、別記様式第六十六号中「法第４条第１項第５号の２の規定による許可を受けた射撃指導員」とあるのは「法第４条第１項第５号の２の規定による許可を受けた射撃指導員又は同項第１号の規定による許可を受けた射撃指導員であつて同項第５号の２の規定による許可を受けようとして法第４条の２第１項の規定による許可申請書を提出しているもの」とする。